

## 「山口県教育振興基本計画（素案）」に対する意見の募集結果について

「山口県教育振興基本計画（素案）」に対して県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこのたび策定した「山口県教育振興基本計画」を公表します。

### 1 公表する資料

「山口県教育振興基本計画」

### 2 パブリック・コメントの実施状況

(1) 募集期間 令和5年7月10日（月）から令和5年8月9日（水）まで

(2) 意見の件数 43名 144件

(内訳)

項目		件数
山口県教育振興基本計画（素案）	序章	1
	第1章 本県教育をめぐる状況	7
	第2章 教育目標、目標達成に向けて	6
	第3章 施策の展開	83
	1 施策の柱	(2)
	2 施策展開の視点	(2)
	3 総合的・計画的な施策の推進	(7)
	(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進	(14)
	(2) 新たな時代を創造する人材を育む教育の推進	(10)
	(3) 誰一人取り残されることのない教育の推進	(13)
	(4) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進	(11)
	(5) 生涯を通じた学びの充実	(1)
	(6) 豊かな学びを支える教育環境の充実	(23)
	その他	6
	表記に関すること	7
小計	110	
パブリック・コメントの実施方法等に関するもの		7
その他の意見		27
合計		144

### 3 提出いただいた意見とそれに対する考え方

(次ページ以降に掲載)

## 提出いただいた意見とそれに対する考え方

### ■ 山口県教育振興基本計画（素案）の内容に係る意見（144件）

	意見の内容	意見に対する県の考え方
	<b>序章（1件）</b>	
1	4 ページの計画の全体像の下にある「ウェルビーイングに資する教育展開」について、「ウェルビーイングの向上に資する教育展開」とすべきではないか。	御意見を踏まえ、説明を追記しました。
	<b>第1章 本県教育をめぐる状況（7件）</b>	
1	10 ページの「国境を超えた」は「越えた」が正しいのではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
2	11 ページについて学校の休業により交流が減ったのは先生や友人だけではなく、地域の方との交流も減っている。	御意見を踏まえ、「教員や友人、地域住民等との対話や交流の機会が減少し、」と修正しました。
3	13 ページについて、「勉強時間」や「勉強をする時間」等の「勉強」については、全国学力・学習状況調査の学校質問紙で使われている「学習」に置き換えるべきではないか。	全国学力・学習状況調査では「家で自分で計画を立てて勉強をしていますか」等、「勉強」も使われていることから、原案のままとさせていただきます。
4	15 ページ全国データが「全国平均と各県の小5・中2の平均結果」であることを、本文中で示すか、【注】を設けて示した方がよいのではないか。	グラフに明記していることから、原案のままとさせていただきます。
5	18 ページの1行目の「家庭、地域住民、企業・大学等」とあるが、組織が並ぶ中で地域住民だけが人であるため、「地域」とした方がよいのではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
6	19 ページに休職率を明記すべきではないか。	休職率については、毎年度国の調査で状況を客観的に把握しており、教職員の状況を総合的に勘案して具体的な施策を検討してまいります。
7	教員採用選考試験の倍率は低下傾向とあるが、その程度の表現でよいか。（小学校 1.6 倍 中学校 2.1 倍）	教員採用選考試験の倍率の中期的な傾向としては低下傾向にあるため、原案のままとさせていただきます。
	<b>第2章 教育目標、目標達成に向けて（6件）</b>	
1	今後キーワードとなる「ウェルビーイング」について、29 ページの「ウェルビーイング」にも、【注】を付けた方がよいと考える。	注釈が必要な語句については、統一して最初の語句のみに注釈を加えることとしており、原案のままとさせていただきます。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	29 ページに「ウェルビーイングの向上」という文言が初めて示されるが、その示される理由が見当たらない。また、「ウェルビーイングの向上にも貢献するものと考えます」という表現が願いのように受け止められる。	<p>教育基本法において、地方公共団体が教育振興基本計画を策定する場合は、国の教育振興基本計画を参酌することと定められています。</p> <p>国の教育振興基本計画では、ウェルビーイングの向上がコンセプトとして取り上げられていることを3ページに記載しています。</p> <p>このため、本計画においても掲げるものであり、本計画に基づき、本県教育を推進することが、ウェルビーイングの向上に資するものであるとの考え方を示したものです。</p>
3	29 ページでウェルビーイングを掲げていくのであれば、そうした幸福感を高めていくための学力のあり方を今後の方向性において表現することが必要ではないか。	<p>第2章に記載のとおり、本計画に基づいて本県教育を推進することにより、多様な個人のウェルビーイングの向上に資するものと考えます。</p>
4	29 ページの「ウェルビーイング」について、学校現場で何をすればよいかイメージできないのではないか。	
5	ウェルビーイングについて、採用試験の志願倍率の低下、教員不足が喫緊の課題となっている現状で、教師のウェルビーイングについて記載するべきではないか。	
6	31 ページ本県の教育目標の達成に向けた「3つの力」と「3つの心」の育成に関わる児童生徒の状況も確認しておく必要があるのではないか。	<p>「3つの力」と「3つの心」に含まれる要素は複数であり、数値化できないものもありますが、県教委の調査や全国学力・学習状況調査等の結果を可能な限り掲載することとしました。</p>
<b>第3章 施策の展開（83件）</b>		
<b>1 施策の柱（2件）</b>		
1	<p>施策の柱（2）新たな時代を創造する人材を育む教育の推進について、「グローバルな視点で活躍し、イノベーションを担う人材の育成に資する」のが「英語教育や理数教育の充実」というのは、具体的施策を導こうとして、論理が飛躍し過ぎているのではないか。</p>	<p>英語教育や理数教育を通じて、より高度な思考力・判断力・表現力を育成することで、施策の柱に掲げる「新たな時代を創造する人材を育む教育の推進」に資するものと考えています。</p>

	意見の内容	意見に対する県の考え方
2	「(3) 誰一人取り残されることのない教育の推進」という表現について、文科省が示す「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策 (COCOLO プラン)」の表現「取り残されない」に合わせた方が良いのではないか。	国の教育振興基本計画中の「誰一人取り残されることなく」などの表現に合わせています。
<b>2 施策展開の視点 (2件)</b>		
1	「コミュニティ・スクールを設置する」とあるが、「導入する」という表現の方が正しいのではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
2	「ICT環境」が本県の強みと記載されているが、1人1台タブレット端末の配布が完了しただけでは強みとは言えないため、整備や活用が進んでいる状況など、本県の強みとなる内容を記載するべきではないか。	御意見を踏まえ、21 ページに、令和5年度全国学力・学習状況調査において、小学校での1人1台タブレット端末の使用頻度が全国1位であることを追記することにより、その活用が進んでいる状況を示すこととしました。
<b>3 総合的・計画的な施策の推進 (7件)</b>		
1 2	前計画ではキャリア教育が施策の①だったが、次期計画は⑦となっており、後退しているような印象を受けるが、キャリア教育は大事なので①に戻すべきではないか。【2件】	施策の順番は重要度を示しているものではありません。本計画における施策体系を見直す中で、キャリア教育・進路指導は施策の柱「1 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進」の全ての施策に関わることから、⑦に記載しています。
3	各施策のコミスク、ICT を生かした取組について、具体的なものもあれば抽象的なものもあり、記述内容のレベルを揃えるべきではないか。	御意見を踏まえ、具体的な記述に修正しました。
4	37 ページは図だけが示されているが、説明が必要ではないか。	御意見を踏まえ、説明を追記しました。
5 6	素案の中に道徳教育が見当たらないが、道徳教育は大事なので記載するべきではないか。【2件】	「⑩いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実」の中で記載していましたが、ご指摘を踏まえ、【主な取組】の中に項目を新たに設けて記載することにしました。
7	校種間連携・一貫教育について中高しか記載されていないが、小中連携、一貫教育についてはなくてよいのか。	小中連携、一貫教育については「⑭地域連携教育の充実」で記載しています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
	(1) 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育む教育の推進 (14件)	
1	39 ページにおいて、「年間2回の検証改善サイクルの徹底」とあるが、学校のスケジュールを勘案し、年間1回とすべきではないか。	「主体的・対話的で深い学び」を実現し、子どもたちの「もっとできるようになりたい」「わからないことやできないことを少なくしたい」等の声に応えるためには、年間2回の検証改善サイクルにより、各学校の学力向上に関する取組を見直すことが効果的であると考えています。
2	39 ページに「学校の「組織力」の一層の充実に向けた『やまぐち学習支援プログラム』等を効果的に活用した組織的な学習支援ときめ細かな学習指導体制づくり」とあるが、「学校の「組織力」の一層の充実に向けた」の表現に疑問を感じる。	学力向上に向けた課題を的確に把握し、改善するためには、一部の教員だけでなく、学校の組織的な取組が必要不可欠であり、取組を一層充実させるために、「やまぐち学習支援プログラム」の効果的な活用などに努めることとしています。
3	放課後の学び直しの充実を図る「やまぐちっ子学習プリント」の活用促進とあるが、「やまぐちっ子学習プリント」は放課後に限定されるものではなく、学び直しの充実は手段であり、目指すのは「学力の着実な定着」ではないか。	御意見を踏まえ、「放課後等」に修正しました。
4	40 ページのCS プレゼンツは、正式名「やまぐちCS プレゼンツ」ではないか。	御意見を踏まえ、「やまぐちCS プレゼンツ」に修正しました。
5	42 ページの学校運営協議会の注釈について、学校内の協議会ではないのではないかと。	御意見を踏まえ、「保護者や地域住民などの意向を学校運営に反映させる協議機関」に修正しました。
6	②読書活動の推進について、ICTが発達している現代において、「読書活動」とは、どこまでを指すのか。また、「読書」の定義、意義、必要性について、あらためて記述すべきではないか。	「読書活動」には、文学作品を読むことに限らず、自然科学・社会科学関係の本や新聞・雑誌を読んだり、何かを調べるために関係する本を読んだりすることなども含めています。なお、「読書」は一般的な用語であることから、その定義等を改めて記載していません。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
7	46 ページの【今後の方向性】について、人権教育や人権尊重は座学の研修機会だけではなく、主体的に現実の人権課題解決に携わることも必要ではないか。	人権尊重の理念等についての正しい認識や理解を深めることができるよう、講義や講演をはじめとする研修を実施するとともに、様々な人権課題の解決に向けて主体的に考えることができるよう、研究協議等を取り入れた演習にも、引き続き、取り組んでまいります。
8	「体力向上維新プロジェクトの推進」において、「新体力テストでの子どもの力を最大限に引き出すための指導方法等についての研修の実施」とあるが、指導方法のほかに、「実施時期」や「実施上の注意事項」の文言を追加してほしい。	御意見については、指導方法等に含まれると考えていることから、原案のままとさせていただきます。
9	48 ページの【今後の方向性】の「・家庭や地域の一体となった取組の推進」について、さらに具体性を持たせるため、次のとおりにはいかがか。 「・家庭や地域、学校が一体となった運動習慣づくりのための体育的活動の充実」	御意見を踏まえ、「家庭や地域、学校が一体となった運動習慣づくりのための取組」に修正しました。
10	④体力向上の推進について、特に中学校における体力向上の役割として学校部活動が担ってきた役割が大きかったのではないか。学校部活動の地域移行を進めようとしている現時点において、本素案の方向性、取組の中に部活動の地域移行の影響を加味して再検討し、その結果を踏まえたことがわかるように「これまでの取組・成果と課題」「今後の方向性」「主な取組」の記述を改善いただきたい。	学校部活動の地域連携・地域移行については、「⑩部活動改革の推進」で記載しています。 なお、学校部活動が担ってきた役割については、「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を踏まえ、今後、学校部活動に代わり、地域において継承されることから、原案のままさせていただきます。
11	51 ページの1段落目について、下記のとおり追記・修正してはいかがか。 ○学校保健については、子どもたちの健康の保持増進を図ることや「集団教育としての」学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うとともに、子どもたちが生涯にわたって「自他ともに」健康な生活を送るために必要な資質能力が育まれるよう、…。	県民にわかりやすいものとなるよう、「集団教育として」の部分については加筆せず、原案のままさせていただきます。 一方、御意見を踏まえ、健康教育から、より保健教育で育む資質能力に焦点化した方がよいと考えますので、「健康で安全な」を「健康な」に修正するとともに、「自他ともに」を追記しました。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	<p>51 ページの2段落目について、下記のとおり追記・修正してはいかがか。</p> <p>○また、「社会・家庭・自然」環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、子どもたちが積極的に心身の健康の保持増進を図っていくことができるよう、「P D C A サイクルに基づいた学校保健を推進する中で、」現代的な健康課題に対応する取組「等」を進めるとともに、学校保健委員会…</p>	<p>御意見を踏まえ、学校保健委員会の開催等に限らず、現代的な健康課題に対応する取組等もP D C A サイクルに基づいた学校保健活動を推進する中で取り組むものと考えますので、「P D C A サイクルに基づいた学校保健を推進する中で、」を追記しました。</p> <p>また、「社会・家庭・自然」の部分については、3つの環境だけに限定できるものではないと考えますので、「生活環境や社会環境など」に修正しました。</p>
13	<p>58 ページについて、今後の方向性で、幼児教育から高等学校等までの各段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育とあるが、小学校からの取組に絞った方が良いのではないか。</p>	<p>校種間の連携を強化し、保幼小の連携等において幼児期から夢や目標を持つ意欲を育成することとしています。</p>
14	<p>60 ページについて、主な推進指標の「1/2 成人式や立志式」は定着しつつあるため、今後は学校に任せることとして、指標から削除してはいかがか。</p>	<p>地域とともにある学校づくりを推進していくために、地域と連携した「1/2 成人式」や「立志式」の実施状況を指標に設定していますので、原案のままとさせていただきます。</p>
<b>(2) 新たな時代を創造する人材を育む教育の推進 (10 件)</b>		
1	<p>教育 DX については、明らかに急ぎすぎていると感じる。「1 人 1 台タブレット端末」を子どもたちに持たせたことで環境整備ができたと考えるのは早計であり、学校内の情報通信環境の整備、そして、何より家庭での整備などについては、地域間格差や経済格差が大きな影を落としている。</p>	<p>1 人 1 台タブレット端末等の I C T 環境を活用した学習は、児童生徒の学習の基盤となる資質・能力である情報活用能力の育成に欠かせないものであり、公立学校においては、1 人 1 台タブレット端末を公費負担で整備し、家庭に持ち帰り学習に活用するなど、活用が着実に進んでいるところです。</p> <p>今後は、整備した端末の最大限の活用に向け、子どもたちの「学び方」、教員の「教え方」、教職員の「働き方」の改革に向けて取り組むこととしています。</p>
2	<p>子どもたちが ICT の活用に対して好意的な受け止めをしている面はあるものの、端末だけ与えられて、画面を見て学習するのは「自習」のようなものであり、教職員が配置できないから「自習」で我慢して、というのは子どもたちの学びを保障することにならないのではないか。</p>	<p>これまでの教育実践に加えて、1 人 1 台タブレット端末を活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実に取り組んでおり、御指摘の「自習」にはあたららないものと考えます。</p>

	意見の内容	意見に対する県の考え方
3	62 ページについて、子どもたちの情報を安易に「利活用」することは個人情報保護に反する。特に、民間業者がデータを使い、それぞれの営業活動に使うようなことがあってはならないと考える。個人情報の情報漏洩が危惧されるとともに、子どもたちの人権を守ることに徹した取組が求められる。	教育データの活用については、個人情報を適正に取り扱うことを前提としながら、児童生徒に対する支援や指導の改善・充実に活用する取組を推進していくこととしています。
4	教育DXの推進について、AIが発達・進化していく中で、学校教育において、どの段階で、誰にどのようなICT教育をしていくのか、社会情勢にマッチした見直しを不断に行うことが必要と考えます。そうした方向性を本計画の中に記述すべきではないか。	教育DXの推進をはじめ、様々な教育活動において、社会情勢を反映した不断の見直しは重要であることから、県教委では、自らの点検・評価を行うとともに、外部関係者の意見の反映など、PDCAサイクルによる改善・見直しを行うことにより、計画を着実に推進していくことを第4章に記載しています。
5	教育DXの推進について、端末の再整備についての方針を入れておくべきではないか。	1人1台タブレット端末が公教育の必須ツールとなっていることは計画本文に明記していますが、その更新方法については、国による財政措置の方向性を注視するとともに、各年度予算編成の中で検討してまいります。
6	教育DXの肝は「職員室のDX」である。教職員が日常的に端末を利用し、そのまま授業にも移行できるような環境整備を求める。	教育DXの推進の【主な取組】のうち、「ICT活用推進体制の整備と校務の改善」に係る取組で推進していくこととしています。
7	63 ページの「情報モラル教育」は、〇〇しないようにしよう…といった注意喚起や規制という意味合いが強く、今後、デジタル社会の中で上手にデジタルを活用するという意味では、山口市の情報教育基本方針で使われている「デジタル・シティズンシップ教育」という新しい言葉を使う方が良いのではないか。	国の教育振興基本計画においても「情報モラル教育」という表現が使われているため、原案のままとさせていただきます。
8	66 ページの今後の方向性において、グローバルに活躍する人材の育成に向けた複合的なコミュニケーションを図る資質・能力の獲得についての記載が必要ではないか。	主な取組において、文化の異なる他者との協働的な学びや探究的な学び等を掲げて、グローバルな視野を育む教育を推進することとしています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
9	起業家教育（アントレプレナーシップ）教育を初等中等教育段階で行うよう押し付けることは、労働や経済に対する学びを歪めることになりかねず、仮にそうした教育を行う場合、産業界や地域が子どもたち・教職員を引き回すことのないように留意することを書き込むべきです。	国の教育振興基本計画において、児童生徒の発達の段階に応じた、各教科等の授業における起業への理解促進や起業体験活動の推進が求められていることから、原案のままとさせていただきます。
10	「文理横断」「文理融合」については、「探究」等の中で必然的に取り入れられるものであるべきで、それを上から被せるように現場に押し付けることは中途半端な教科・科目になるのではないかと懸念される。	生徒の「生きる力」の育成のために、各教科等の学習においても、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したたり、他の教科等における指導との関連付けを図ったりしながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むよう、創意工夫ある授業を展開することが重要であると考えています。
<b>（3）誰一人取り残されることのない教育の推進（13件）</b>		
1	いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実について、前提として、いじめられた児童生徒（被害者）が不登校となるためその支援を充実させるという文脈で取組の記載がありますが、そもそもいじめられた児童生徒（被害者）が学校に通えないことで多くの不利益を被ることが問題であり、いじめた児童生徒（加害者）側を学校から分けて指導を行うことができないのはなぜか。また、この現状の改善に対する取組をお示しいただきたい。	今後とも、いじめ防止対策推進法等に基づいて、適切に対応することとしており、原案のままとさせていただきます。
2	いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実における【主な取組】の1つめ「■心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実」と2つめ「問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実」について、改訂された生徒指導提要に沿ったものとなるよう変更・追加願う。	生徒指導提要の内容については、今後、具体的な施策を進める上で検討することとしており、原案のとおりとさせていただきます。
3	73 ページの推進指標として、「いじめの解消率」があるが、「解消」の定義をページ内もしくは注釈に記載願う。	御意見を踏まえ、いじめ解消の定義について注釈を追記しました。
4	73 ページの推進指標として、「いじめの解消率」があるが現在、小・中・高・総合支援学校とが一緒になった数字になっている。いじめの性質上、発達段階によりその性質が大きく変化するので、少なくとも目標数値としては小・中・高・総合支援学校それぞれを別に設定願う。	いじめは、校種が異なってもすべての事案で解消をめざし、目標数値を設定しています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	73 ページの項目を「■不登校児童生徒等に対する多様な教育機会の確保」とした方がよいと思う。	御意見を踏まえ、修正しました。
6	不登校児童生徒への多様な教育機会についての指標が必要ではないか。	「不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている児童生徒数」を指標に設定しています。
7	国の教育振興基本計画に記載されている「いのちの安全教育」についても記載すべきではないか。	ご指摘を踏まえ、追記しました。
8	特別支援教育の推進については、「一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場」の整備として特別支援学校・学級の教育条件整備を重視すべきではないか。	特別支援教育については、「総合支援学校における教育の充実」など5つの主な取組を推進し、教育条件整備に努めることとしています。
9	特別支援学校の過大過密を解消すること、教職員を大幅に増やすこと、必要な支援員・スタッフを配置することが必要であり特別支援学校新設のための大幅予算増もきわめて大事ある。特別支援学級の少人数学級もすすめていただきたい。このような保護者・教職員が求める切実で具体的な要望を基本施策として打ち出すべきではないか。	特別支援学校の新設については、今後の児童生徒数の推移等を注視することとしています。 また、特別支援学級の少人数学級については、国における特別支援教育に係る制度改正やそれに伴う条件整備の動向等を注視することとしています。
10	76 ページの主な取組において、個別の教育支援計画の活用や小・中・高における通級指導の充実について記載されているので、その充実度を測る指標として推進指標の中に、「特別支援教育推進教員」の配置率や専門性向上のための講習受講率など、教員の資質向上を図る指標が必要ではないか。	個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用を進めることは、特別支援教育を担う教員の資質向上につながることから、推進指標は原案のままさせていただきます。
11	77 ページの「・早期からの切れ目ない支援体制の充実」について、卒業後の支援を充実させたいという思いから、「就学・就労支援の充実」を追記してはいかがか。	早期からの切れ目ない支援体制を充実させることで、支援情報の確実な引継ぎが進み、卒業後の生活への円滑な移行が可能になると考えていますので、原案のままさせていただきます。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
12	<p>山口県手話言語条例に制定されている「手話」について、教育計画に位置付けられたい。山口県手話言語条例の第8条に学校または児童福祉施設の設置者の役割が規定されている。特別支援教育の推進においては児童生徒に応じた個別の指導がされているが、「手話等を学習する機会の確保」や「学校での手話への理解及びその普及」が必要となるため、主な施策に取り上げていただきたい。また、⑬多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実において、日本語指導が必要な児童生徒への支援と同等に、「手話やその他使用する意思疎通のための手段（手話等）を使用するための配慮を記載されたい。</p>	<p>「特別支援教育を推進する体制の充実」において、聴覚障害などの各障害種に関する専門性の継承と向上を位置付け、その中で手話にかかる取組を推進していくこととしています。</p> <p>また、聴覚障害のある児童生徒への情報保障という観点から、ICT機器の活用は有効であると考えており、そうした取組も含め、今後とも、一人ひとりのニーズに応じた支援を進めてまいります。</p>
13	<p>81 ページ「授業は、自分に合った教え方、教材、学習時間などになっていた」は何についての評価になるのか。</p>	<p>個別最適な学び（個に応じた指導）・協働的な学びに関する状況を把握するための指標です。</p>
<b>(4) 学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進（11件）</b>		
1	<p>⑭地域連携教育の充実について、CSの推進母体となる「学校運営協議会」の活性化が必要である。まず、学校側がしっかり基本的な認識を持ち、協議会構成員も意見を出し合うことで、協議会の活性化が図られ、目的が達成できると思うのですが、本計画に掲げる内容を実行するための推進母体となる協議会の活性化方策が抜け落ちているのではないかと。</p>	<p>公立学校におけるコミュニティ・スクール導入率 100%である本県において、学校運営協議会の充実、活性化は継続的な課題であると考えています。</p> <p>その方策としては、再加速化サポートチーム、CSチーフ等を生かした全県的な連携推進体制の構築・強化により、学校運営協議会の活性化を進めていくこととしています。</p>
2	<p>84 ページの「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた「やまぐち型社会連携教育」の推進において、地域協育ネットだけでなく、「やまぐち教育応援団」も活用が考えられるのではないかと。</p>	<p>「やまぐち教育応援団」に登録されている関係機関等については、連携先である「社会」に含まれていると整理しますので、原案のままとさせていただきます。</p>
3	<p>84 ページ、87 ページに「デジタルサイネージ」という用語が使われていますが、この用語には注があった方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>記載内容の変更に伴い、「デジタルサイネージ」という文言を削除しました。</p>

	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	⑮家庭教育支援の充実の「保護者等への学習機会の提供について、特に単身親家庭（シングルマザー、シングルファザー等）については、家庭教育に関する学習機会があっても、負担感があるため参加しにくいと思われるため、誰でも、どこでも、どのような意識であっても参加できる学習機会を提供してほしい。	【今後の方向性】で「やまぐち型家庭教育支援チーム」の設置を推進し、保護者等への学習機会の提供や地域における相談・支援体制の充実を図ることとしています。ここでの取組は、単身親家庭を含む全ての保護者を対象としていることから、改めて記載せず、原案のままとさせていただきます。
5	部活動改革の推進について、本改革を機に、周辺地域にある学校も、市街地にある学校と同様の部活動参加環境を整えてほしい。 また、人員や活動場所の確保を確かに行ってほしい。	スポーツ・文化芸術活動を行うにあたっての環境整備は重要なことだと考えています。 今後の学校部活動の地域連携・地域移行については、「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づき、進めていくこととしています。
6	89 ページの【これまでの取組・成果と課題】に示された円グラフの両方の吹き出し内の表現「およそ2校に1校以上」にある「およそ」は削除する方がよいと思われる。	記載内容を見直し、修正しました。
7	90 ページの「ICT環境を活用した取組」に示された「・中山間地域など指導者の確保が困難な地域において、」を「・中山間地域など、指導者の確保や活動場所への生徒の移動が困難な地域において、」とするとよいと思われる。	御意見を踏まえ、「活動場所への生徒の移動」を加筆するように修正しました。
8	90 ページの2つの指標は見る人によって捉えが変わってしまうことが十分に想定される。「休日の学校部活動の地域への移行の取組を実施した市町数」は何をもって実施済みとするのか。「学校体育連盟主催大会等への、地域スポーツ・文化芸術クラブの参加率」は「学校体育連盟主催大会等」とは、具体的には何なのか。	「休日の学校部活動の地域への移行の取組を実施」とは、各市町において、「休日の学校部活動から地域クラブ活動へ移行した活動があること」を示しています。 また、「学校体育連盟主催大会等への、地域スポーツ・文化芸術クラブの参加率」の指標については、御意見を踏まえ指標を変更しました。
9	市町立公立中学校における部活動改革の主体がどこなのかが分かりにくいのではないかと。県、県教委がどのような立場で推進し、何を支援するのが明確になった方がよいのではないかと。	市町立中学校においては、各市町が中心となって取組が進められるものと考えます。地域の実情に応じた取組が進められるよう、引き続き、各市町と連携を図りながら、推進してまいります。
10	「早期に休日の学校部活動の地域移行が可能な市町については、7年度末までの実現をめざします」ではなく、「7年度末までにすべての市町において地域移行します」という表現にできないか。	地域の実情に応じて、多様な進め方が考えられることから、原案のとおりとさせていただきます。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
11	⑩部活動改革の推進について、部活動の地域移行に関して、全国の先進地域でも問題になるのは「施設利用」「指導者」に対する費用の問題である。主な取組として記載されている「体制の構築」「環境の構築」「体制づくり」では、この不安は払拭されません。実現を目指すのであれば受益者負担の検討を併記しながら、「行政によるスポーツ・文化芸術活動の支援」を明記し、活動費用面で行政支援が得られることがわかる表現願う。	部活動の地域移行については、「山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に基づき、進めていくこととしています。
<b>(5) 生涯を通じた学びの充実 (1件)</b>		
1	⑳「輝く、夢あふれるスポーツ元気県やまぐち」の実現に向けた取組の推進の「障害者スポーツ」について、「パラスポーツ」としてはいかがか。	山口県スポーツ推進条例中の「障害者スポーツ」の表現に合わせており、原案のままとさせていただきます。
<b>(6) 豊かな学びを支える教育環境の充実 (23件)</b>		
1	「県立学校については、老朽化対策や防災機能の更なる強化に向けた施設整備を計画的かつ着実に実施する」とあるが、防災機能(防犯機能)の設備の一つとして、防犯カメラの設置を検討してはいかがか。	防犯対策は重要な取組と考えており、今後、具体的な取組を進める中で、御意見を踏まえ検討してまいります。
2	「長寿命化改修」の定義を記載した方が良いのではないか。	御意見を踏まえ、注釈を追記しました。
3	103 ページに県立学校における多目的トイレの設置率はあるが、小中学校の洋式トイレ、多目的トイレの設置率も今の学校としては大切なので、ぜひ取り上げてほしい。	小中学校のトイレ整備については、「㉑安心・安全で質の高い教育環境の整備」内の「市町立学校の施設整備の促進」に係る取組の中で促進していくこととしています。
4	㉒学校安全の推進の「・安全点検の充実」について、安全点検を実施するための意識の向上をねらって「安全点検の充実と安心・安全への意識の向上」としてはいかがか。	御意見を踏まえ、修正しました。
5	㉓学校における働き方改革の推進について、学校では教員が本来の業務に集中することができない現状があるため、県全体としてどのように教員が働きやすい体制を推進していく予定なのかを明確に示していただきたい。	【今後の方向性】に記載のとおり、校務D Xの推進や支援スタッフの配置など、様々な施策を総合的に進め、教員が授業やその準備に一層注力できる環境を構築できるよう、取組を推進していくこととしています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	③学校における働き方改革について、「ICT」や「コミュニティ・スクール」は働き方改革の推進に寄与するのか。	【これまでの取組・成果と課題】にあるとおり、ICTの活用による業務の効率化や外部人材の活用など、「ICT」と「コミュニティ・スクール」を視点とした取組により、学校における働き方改革に一定の成果が表れていると考えています。
7	③学校における働き方改革について、ICTを活用した取組が多く挙げられているが、専門の管理者等が各校に一人ずつ必要にならないか。	【主な取組】にあるとおり、教員業務支援員やICT支援員など、教職員以外の支援スタッフの配置の拡充を進めています。
8	③学校における働き方改革について、業務量の適正な管理を徹底するのは誰なのか。	校長及び服務監督者である教育委員会が業務量の適正な管理を行うこととなっています。
9	③学校における働き方改革の学校運営協議会の熟議において、学校や教職員が担う業務について検討することが改善につながるのか。	学校運営協議会の熟議等を通じて、学校や教職員が担う業務について検討し、保護者・地域等の理解・協力を得ながら新たな役割分担に基づいた業務を推進することが教職員の負担軽減につながるものと考えています。
10	③学校における働き方改革について、PTAの負担が問題となっている状況の中で、保護者に新たな役割を要請するのか。	学校における働き方改革の推進にあたっては、保護者や地域等の理解・協力が不可欠であることから、各学校や地域の実情を踏まえて、保護者や地域等との連携・協働体制の構築を図っていくこととしています。
11	「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」における「柱2勤務体制等の改善」の「⑦部活動の適正化」については、89ページの「⑩部活動改革の推進」も関係してくると思われるが、「今後の方向性」や「主な取組」には関係する記載がないように思われる。	「③学校における働き方改革の推進」の「主な取組」の「勤務体制等の改善」に、「学校部活動の地域移行または地域連携に向けた環境整備（中学校）」について記載しています。
12	③学校における働き方改革について、今後の方向性に、「働きたいと思える職場環境の構築」といった教職員のウェルビーイング向上に資する記載が必要ではないか。	第2章に記載のとおり、教職員を含む多様な個人のウェルビーイングの向上に資するよう、本計画に基づいて本県教育に係る様々な取組を推進してまいります。
13	③学校における働き方改革の推進の「熟議などで学校や教職員が担う業務についての役割分担や適正化を検討」、「学校・保護者・地域等の連携・協働による新たな役割分担に基づいた業務の推進」は本当に可能なのか。	本県の強みであるコミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かし、学校運営協議会の熟議等によって、既に地域人材の活用などの取組が進んでいるところがあり、学校や地域の実情を踏まえて、今後充実してまいります。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	子どもたちと向き合う教職員の状況について、学校の持続可能な指導・運営体制の構築はすでに危機的状況にある。ICTや情報・教育データの活用、特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応は、教職員に対して資質能力が求められているだけではなく、余裕ある人的配置をすれば良かっただけであり、それをしてこなかったため「教員確保」できない悪循環に陥っているのではないか。	「㊸学校における働き方改革の推進」の【今後の方向性】にあるとおり、校務DXの推進や支援スタッフの配置など、様々な施策を総合的に進め、教員が授業やその準備に一層注力できる環境を構築できるよう、取組を推進していくこととしています。
15	働き方改革に係る取組状況をWebページ等で公表している学校の割合が指標として本当に必要なのか。	保護者・地域等の理解・協力が不可欠であることから、働き方改革に係る取組状況をWebページ等で公表することが必要であると考えていますので、原案のとおりとさせていただきます。
16	㊸教員確保と教職員の資質能力の向上について、優秀な教員も必要ではあるが、現場は教員不足により児童生徒が教育を受ける権利が奪われている状況、あるいは大量の若手教員の採用により、産休育休が安心して取得できない状況を改善していただきたい。	㊸教員確保と教職員の資質能力の向上における【主な取組】の「優秀で意欲のある教員や多様な経験を有する教員の確保」等、教員確保に向けた取組を推進していくこととしています。
17	㊸教員確保と教職員の資質能力の向上について、教員の欠員防止や加配のための教員確保の具体的、実効性のある取組が必要なのではないでしょうか。	計画の「優秀で意欲のある教員や多様な経験を有する教員の確保」の取組が、より具体的、実効性のあるものとなるよう推進してまいります。
18	誰一人取り残されることのない教育の推進について、施策の内容については、記述の通りでおおむねよいと思うが、これらの諸施策をきめ細やかに推進していくための人員が不足している。定員や配置の規定があって難しい側面もあろうが、柔軟に対応する、規定の見直しをするなど行っていただきたい。また、養護教諭の小・中兼務の撤廃 一校一人配置の実現。定員や配置の規定があって難しい側面もあろうが、柔軟に対応する、規定の見直しをするなど行っていただきたい。事務職員の配置も同様。	教職員定数については、国の定数改善の動向等を注視しながら対応してまいります。
19	教職員の資質能力の向上について、学校運営協議会をはじめとする各種会議への参画を通じて、企画力や創造力が育ったり、表現力やコミュニケーション力が磨かれたり、自身の分掌に対する意識が高まったり、説明責任を果たす力が向上することが期待できるため、コミュニティ・スクールを通じた人材育成も大切ではないかと感じる。	御意見を踏まえ、コミュニティ・スクールを通じた教職員の育成について追記しました。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
20	⑭教員確保と教職員の資質能力の向上について、教員確保に向けた取組の充実の具体策として、臨時的任用で経験を積んだ教員については現場の評価等をふまえ優先的に採用するなど、制度等が工夫できると良い。	教員確保は喫緊の課題であると考えており、臨時的任用の経験がある方には教員採用試験の一部を免除するなど、教員採用試験の改善を継続的に行っています。
21	学校内で部活動を行うために教職員増を行うことが必要であるため、こうした具体的な改善策を示していただきたい。	教員確保に向けた取組については、⑭教員確保と教職員の資質能力の向上において取り組むこととしています。
22	「教師の養成、採用、研修」について、「教師不足」や教員採用試験受験者の減少などを問題視して施策を打ち出しているが、教職員の働き方を根本的に改善しなければ現状が好転することは難しいと考える。	⑬学校における働き方改革の推進の【今後の方向性】にお示ししているとおり、県教委に設置している「学校における働き方改革推進室」による進行管理の下、市町教育委員会等と連携しながら、「ICT」や「コミュニティ・スクール」などの本県の強みを生かして、働き方改革に係る取組を着実に推進していくこととしています。
23	⑮多様な学びのニーズに応える特色ある学校づくりについて、「特色ある学校」であったとしても、学校・学科の再編整備があれば、統廃合される。(例えば『通級』の研究指定であった3校など) 統廃合の流れが止められないなら、なくなる学校や課程の特色をうやむやにしないで、しっかり機能移転してほしい。	これまでも、再編整備を行う学校の伝統を再編整備後の学校に可能な限り継承してきたところですが、引き続き、再編整備を実施する学校の伝統は、新たに設置する学校等に継承するよう取り組んでいきます。
その他（6件）		
1	目次について、ページ数が多いため、第3章3の①～⑮までのページ数があると良い。	御意見を踏まえ、目次について第3章3の①～⑮を追加しました。
2	「全国学力・学習状況調査」に「ゲームやSNS、動画視聴の現状」に関するデータを入れた方がよい。	「全国学力・学習状況調査」の実施主体は文部科学省になります。
3	「ウェルビーイング」の使用が流行しているが、本県の教育目標や目指す子ども像を実現させる上で、必要なキーワードは、「自己効力感」だと思うので、「自己効力感」をキーワードに取り入れられないか。	本計画では、国の教育振興基本計画を参酌して、ウェルビーイングについて記載しています。 「自己効力感」については、教育目標の達成に向けて育成すべき「3つの力」のうち、「生き抜く力」にも関わるものであると考えられることから、本計画の推進を通して育ててまいりたいと考えています。

	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	「子どもの権利保障」がないという点は大きな問題ではないか。	第1章に「こども基本法」において子どもの権利利益の擁護について規定されたことを記載しており、「こども基本法」の規定を踏まえて本県教育を推進することとしています。
5	子どもたちや教職員、保護者、地域からの率直な声を大事にして施策に反映すべきではないか。	「こども基本法」に規定された子どもの意見表明を踏まえてアンケート調査を実施するとともに、素案の検討段階や作成段階においては、教育関係者に広く意見を伺っています。 また、このたび、県民の意見を募集するためパブリック・コメントを実施しました。
6	「指標」は、「過去からの推移/経過」も明示してこそ意味があるはず。【推進指標】は過去実績を明示願う。	本計画は2023年度から2027年度を計画期間としていることから、現状値と目標値(2027年度)を記載しています。 なお、過去の成果につきましては、毎年度の山口県教育委員会の事務事業の点検・評価を行う中で、ホームページ等で公表しています。
表記に関すること(7件)		
1	「先生」、「教員」、「教師」が混在しているので、あわせてはどうか。	御意見を踏まえ、「教員」に統一しました。(子ども目線の「先生」、固有名詞で使われる「教師」を除く。)
2 3 4	「コミュニティ・スクールを核とした」という表記について、「学校を核とした」という意味になるため、県教委の計画として表現を工夫する必要があるのではないか。【3件】	御意見を踏まえ、「コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした」という表現に修正しました。
5	全体を通してカタカナを乱用しすぎではないか。文科省や研究者の言葉をそのまま使わずに、良い日本語をあてて、子どもや県民に分かる言葉で、計画の意味と本質を知らせるべきではないか。	本計画中で用いる文言については、文部科学省の資料や県の「やまぐち未来維新プラン」等を参考にしながら、必要に応じて注釈で補足し、分かりやすくなるよう努めました。
6	本文内に「語句説明」は掲載状況が不適切と感じる。例えば、SDGs:P10に記述あるも、語句説明はP42.等、語句説明掲載方法と説明実施語句の再確認再精査願う。	ご指摘を踏まえ、修正するとともに、精査しました。
7	資料掲載図表には通し番号設定・記載願う。	それぞれの図表等にはタイトルを記載しており、通し番号の記載はしないこととさせていただきます。

■ パブリック・コメントの実施方法等に関するもの（7件）

意見の内容	意見に対する県の考え方
<p>県ホームページで本パブリック・コメントの掲載を確認したが、県ホームページの「募集・試験」のページに掲載されておらず、広報不備と思われるので、募集期間延長を検討願いたい</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>公表方法や意見募集の時期・期間等については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
<p>当案件、資料 100 頁強の案件となっている。本来、関係県施策等々の内容も確認の上意見すべきと考える。その様な案件、意見募集期間が重複する中 1 ヶ月の期間設定は期間不足と考える。又、本文各所に明らかに重要項目の記述不足がある。期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求める。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は 1 ヶ月固定絶対、1 回限定とはしていないと記憶している。）前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願う。（「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1 ヶ月固定絶対、1 回限定」としているかどうか明示願う。）</p>	
<p>今回、パブリック・コメントが同一募集期間に数件集中していた。「案件集中の回避」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願う。</p> <p>同様に、「募集案件集中時の期間延長」について何らかの対応（各部署への通知指示指導広報等）がなされたかどうか明示願います。前述各対応が無かった場合は、「（過去のパブリック・コメント/意見募集でも同一期間に案件集中について指摘があったにもかかわらず）なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願う。前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で対応（集中回避・集中時期間延長等）が取られていないのか明示願う。</p>	
<p>県行政では、1 企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶している。「県民＝主権者」からの「資料不足、記述不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願う。（「県の条例に則って（1 ヶ月）実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考える。）</p>	

<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際の程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願う(記事の場合は把握している範囲内で御願ひ致します)。</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や新聞掲載「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集について、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願う。(新聞にはパブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われる。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあると思われる所に記事を掲載していない理由」にならないと考える。)</p> <p>意見募集期間中の新聞掲載「山口県からのお知らせ」や県公報に「県行政で意見募集実施中(案件詳細は県ホームページ御確認)」の記述もなかった。上記の様な僅かなスペースで掲載可能な最低限の意見募集広報も行わない理由を明示願う。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感ずる。県広報紙発行頻度を見直し願う。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(7/22の中国新聞、7/24の山口新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
<p>パブリック・コメント/県民意見募集の案件には適切な「用語解説/語句説明」掲載を必須とされます様、宜しく御願ひする。また、パブリック・コメント/県民意見募集の案件資料では掲載図表には通し番号設定・記載願う。</p>	<p>各計画の作成内容については、計画毎に判断し作成しています。</p>
<p>【主な推進指標】の殆どが「現状値」と「目標値」、しかも「(目標値については、今後精査の上決定します)」となっている。「目標値」について、「目標数値無き基本計画」を県民に提示して何の意見を求めるつもりなのか。「今後精査の上、決定」ではいつまでにどの様に決定するのかも不明。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決定期日</li> <li>・決定方法</li> <li>・決定後再度県民意見募集実施を明示願う。</li> </ul>	<p>本計画の推進指標については、前計画における2022年度の推進指標の進捗状況をもとに検証した上で、項目等の必要な見直しを行いました。</p> <p>その概要について、外部有識者で構成される山口県教育振興推進会議や県議会でも説明し、御意見を踏まえながら本計画の目標値を決定しています。</p> <p>また、本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、再度の意見募集は予定しておりません。</p>

## ■ その他の意見（27件）

これらの他に、次のような御意見もありました。今後の参考にさせていただきます。

<p>「第1章 本県教育をめぐる状況」で分析をよくされているため、「第2章 教育目標、目標達成に向けて」「第3章 施策の展開」のそれぞれの項目が有意義であることが伝わった。また、「第4章 計画の着実な推進」で県民総参加による本県らしい特色ある教育の推進について記載されていることがよい。</p>
<p>第1章は全体的に、データを基に現状が示されていてとてもわかりやすい。</p>
<p>②読書活動の推進の主な取組の中に「■ 視覚障害者等の読書環境の整備」が入ったことは評価できる。</p>
<p>体力向上の推進について、学校教育と家庭教育だけでは限界があるため、行政や企業等とも連携した学校外の取組の推進を願う。</p>
<p>子どもたちの体力について、なかなか改善しない状況が続いており、その結果を受け止め、大きな方向転換が必要である。また、低いところに注目するのではなく、良いところ（持久力）を伸ばしていくのも大事なのではないか。</p>
<p>「⑤学校保健、学校給食・食育の充実」の■養護教諭及び栄養教諭等の更なる資質能力の向上に、「▶養護教諭の複数配置の推進」の追加を希望する。</p>
<p>「⑤学校保健、学校給食・食育の充実」について、食の安全や、食と病気に関する知識も含めて、自分の心身の健康は、自分で守ることを、食育を通じてわかりやすく伝えていく方策を構築していただきたい。</p>
<p>49 ページについて、外部からの指導者派遣を積極的に進めたり、教材・教具を充実させたりすることで体育学習の活性化を図っていくことが大切であると思う。</p>
<p>キャリア教育・進路指導の充実について、多様化する未来社会や働き方を踏まえ、職場体験、進路指導などを大幅に見直す必要がある。</p>
<p>情報機器や通信環境の整備ばかりではなく、教職員を配置して子どもたちへの情報教育を丁寧に進めることが極めて重要である。</p>
<p>高校はグローバル化や理数教育（STEAM 教育）、進学・就職対応など、新たな波が押し寄せ、生徒も教職員も不安と混乱に陥っている。後期中等教育の完成を追求し、青年期の学びを十分に保障すべきである。</p>
<p>いじめや不登校の増加、ヤングケアラーの存在、貧困など、子供の抱える困難は多様化・複雑化し、これらを解決することは喫緊の課題である。</p>
<p>ステップアップルームや不登校特例校設置に向けた動きについては大いに評価したい。ステップアップルームについて、大規模校のみならず、小・中規模校への拡大もしくは兼務についてご検討いただけるとありがたい。</p>
<p>I C Tを活用した取組の不登校児童生徒に対するタブレット端末を活用した授業配信による学習支援とあるが、公立の小中学校にも適用し、この取組が県統一のものになるとありがたい。授業動画を配信する塾等と契約し、閲覧記録をやりとして出席扱いにするなど検討願いたい。</p>
<p>文科省調査では、いじめや登校拒否・不登校などの数が過去最大となり、自殺数も高止まりしていることが明らかにされましたが、子どもたちに寄り添った適切な対応が示されているとはいえ、子どもたちを競争と管理で苦しめている全国学テによる学力競争やゼロトレ・スタンダード等による生徒指導等を根本的に改めることが求められている。</p>
<p>子どもたちの不登校の激増は大きな課題である。競争と管理の教育が子どもたちを学校から遠ざけているのではないか。学校教育を根本的に見直して、子どもたちがいきいきと学び、活動することができる学校づくりについて示す必要があるのではないか。</p>

<p>子どもたちの貧困やヤングケアラーの増加などは、社会福祉の充実などの取組が重要である。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に常駐させることなど、条件整備を基本施策に具体的に示すべきではないか。</p>
<p>様々な境遇の子供たちの存在を考えると、⑩いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実や⑬多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実において前計画にはない新たな取組が今回加わったことは評価できる。</p>
<p>夜間中学に関する調査について、夜間中学がどのようなものか世間に十分認知されない中、関心をもって答える人はわずかだと思われるため、「希望者が少ない」と絶対に結論付けてはならない。</p>
<p>本県における教員志願者数低迷の原因究明をもっと分析的に行い、その原因に対する解決の手立てをドラスティックに講じてほしい。</p>
<p>教職員が日常的に誰かが誰かの業務を負担している状況は、教職員のモチベーションも業務の質も下がってしまうため、諸施策が豊かに実施できるだけでなく、通常業務が通常通りに行えるように人員確保を確実に行ってほしい。</p>
<p>健康を害して教壇に立てなくなる教員が多く、教職員の健康の維持・増進に関わる施策はとても大切であり、教員不足の問題を改善するためにもこの部分の施策には力を入れていただきたい。</p>
<p>教職員の働き方を改善していくことは喫緊の課題であり、その解決には教職員の業務量を減らすこともさることながら、教職員を増やすことがもっとも重要である。</p>
<p>「学校における働き方改革」は、義務・高校標準法改正を含めた、抜本的な教職員定数増が必須であるとの立場で政策・施策をつくっていただきたい。小学校高学年の教科担任制も現場から歓迎されているものの、「交換授業」や「中学校との兼務」などではむしろ負担増大につながっている。教職員を増やして、一人ひとりの負担軽減を図ることが最優先事項ではないか。</p>
<p>⑭教員の確保と教職員の資質能力の向上において、施策の項目の中に「教員の確保」という言葉が入ったのは評価できる。</p>
<p>⑭教員確保と教職員の資質能力の向上について、採用試験志願者のニーズの把握やそのための改善が進められているのか。その観点から、山口県の教育行政、公立学校に足りないものは何かを省察しているのか。</p>
<p>⑭教員の確保と教職員の資質能力の向上において、「主な取組」の中に「多様な経験を有する教員の確保」がうたわれており、とても良いことだと思われるので評価したい。</p>